

金沢競馬検討委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 金沢競馬の振興、経営改善など今後のあり方全般について検討するため、金沢競馬検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- （1）金沢競馬の振興及び経営改善に関すること
- （2）金沢競馬の今後のあり方に関すること
- （3）その他関連する事項

（組 織）

第3条 委員会は、石川県知事が委嘱した者をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により定める。
- 4 副委員長は、委員長の指名による。

（職 務）

第4条 委員長は、委員会を統括し、代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（任 期）

第5条 委員の任期は、委員会の終了する日までとする。

（会 議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、石川県競馬事業局競馬総務課金沢競馬対策室において処理する。

（そ の 他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。